

仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会における
先端的サービス創出及び規制改革推進事業 実施要綱

(令和5年9月12日まちづくり政策局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市×東北大学スマートフロンティア戦略 Ver.2.0 推進のため、データを利活用し、社会的課題の解決などに寄与する先端的サービスの創出や規制改革を目指すプロジェクトについて、その実施主体となる事業者（以下「事業実施者」という。）から提案を募集する、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会内公募事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(対象事業)

第2条 本事業の対象となる事業は、次の各号の要件をすべて満たしている事業とする。

- (1) 仙台市×東北大学スマートフロンティア戦略 Ver.2.0 に沿った内容の事業であること
- (2) 下記のテーマに沿った事業であること
先端的サービスの創出：データを利活用した新しいサービスを実証・実装することで、社会課題解決に資するプロジェクトや国家戦略特区指定区域という本市の特性を活かし、規制改革を推進し、社会課題解決に資するプロジェクト
- (3) 本市の他の助成制度や、国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けていないこと

(事業実施者)

第3条 本事業において事業実施者は、次に掲げるすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 公募開始時点で、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会に参画していること
 - (2) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと
 - (3) 仙台市税の滞納がないこと
 - (4) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと
- 2 前条第1項第2号アの事業における事業実施者は、複数の事業者で構成しなければならない。
- 3 前条第1項第2号イの事業における事業実施者は、複数の事業者で構成することがで

きる。

- 4 前2項の場合における第1項の適用にあたっては、第1項第1号の事項については、代表事業者が、第1項第2号から第4号までの事項については、代表事業者を含め構成する事業実施者のそれぞれが、満たしていなければならない。

(事業期間)

第4条 事業期間は、事業開始日からその日が属する年度内とする。

(対象経費)

第5条 対象となる経費は、本事業実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

(負担金の額)

第6条 前条に規定する経費のうち本市の負担割合は、全体事業費の10分の10以内とし、限度額については、予算の範囲内において定めるものとする。なお、市費として支出する予算の限度額は事業規模を設定するものではない。

- 2 本市は、本事業の終了後、成果物について検査する。
- 3 事業実施者は、前条の検査完了後、第一項の規定により本市が負担すべき額について、本市に請求するものとする。この場合において、本市は、事業実施者より請求があった日の属する月の翌月末（末日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日）までに指定する銀行口座に振り込むことによって支払うものとする。

(審査委員会)

第7条 本事業の募集要項に規定する審査及び採択候補者の選定は、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会 先端的サービス創出及び規制改革推進事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行うものとする。

- 2 審査委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 募集要項に規定する審査及び採択候補者の選定
 - (2) その他審査に関して必要と認めるもの
- 3 審査委員会の庶務は、まちづくり政策局プロジェクト推進課において処理する。

(公募)

第8条 市長は、提出期限及び審査日程等を示し、事業提案を公募するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する公募に際し、テーマを示すことができる。

(提案書の提出)

第9条 事業実施者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を仙台市に提出しなければならない。

- (1) 申込書(第1号様式)
- (2) サービス提案書(第2号様式)
- (3) 経費算出表(第3号様式)
- (4) 誓約書(第4号様式)
- (5) 市税の滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(採択事業の決定)

第10条 市長は、審査委員会からの報告に基づき、採択する事業を決定するものとする。

(協定書の締結)

第11条 前条の規定により採択された事業を提案した事業実施者と市長は、事業実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定書を締結するものとする。

(変更等)

第12条 事業実施者は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 事業実施者は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採択事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 実施する事業が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 偽り或其他不正な方法により決定を受けたとき
- (4) 協定書に違反したとき

2 市長は、事業実施期間において前項の規定による決定の取消を行う場合は、費用に対する負担は行わない。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、事業実施者に対し、事業実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(報告)

第15条 事業実施者は、事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第5号様式)
- (2) 経費内訳報告書(第6号様式)
- (3) 対象経費支出に関する根拠書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から実施する。

附 則(令和6年9月2日改正)

この要綱は、令和6年9月2日から実施する。